

法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における 書面・押印・対面の見直し方針

別紙2「法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表」の手続について、以下のとおり見直しを行う。

- 各府省等は、書面・押印・対面の見直しに当たっては、別紙3「会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方」を踏まえることとする。
- 各府省等は、制度官庁が書面・押印・対面を見直すこととした手続（既に書面・押印・対面が不要とされている手続を含む。）について、内部規程において書面・押印・対面を求めているものがあれば、内部規程を改正する。各府省等は、制度官庁において法令等の見直しがなされた場合に速やかに対応することができるよう準備を進め、内部規程の見直しは、原則として、年内に行う。
- 各府省等は、制度官庁が押印を見直すこととした手続（既に押印が不要とされている手続を含む。）については、押印を行わないことを徹底する。なお、押印の見直しに当たって、情報システムの整備等が必要なものについては、早急な対応を行うこととする（例えば、試行実施済の勤務時間等を管理する情報システムの本格的な運用開始など）。
- 各府省等は、制度官庁がオンラインによる手続を可能としているものについては、原則として、オンラインにより手続を行うこととする。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に基づく主務省令によりオンラインの手続を行う場合、同法及び主務省令に則って手続を行うこと。